

条例の位置付け等

【憲法】

第8章 地方自治(92条、93条、94条)

地方自治の基本原則、地方公共団体の機関・その直接選挙、地方公共団体の権能



【地方自治法】

第6章 議会(89条～138条)

組織、権限、招集及び会期、議長及び副議長、委員会、会議、請願、議員の辞職及び資格の決定、紀律、懲罰、議会の事務局及び事務局長・書記長・書記その他の職員



【広島県議会基本条例】

総則、議会の役割と機能、議員活動、議会運営、知事等との関係、県民との関係、政治倫理、議会改革

※補則

(他の条例との関係)

議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。

(条例の見直し)

議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。



【議会に関する他の条例・規則等】(※自治法上の関係条文、議会基本条例上の関係条文)

- ・広島県議会会議規則(法120条)
- ・広島県議会傍聴規則(法130条)
- ・広島県議会委員会条例(法109条ほか)
- ・広島県議会の定例会の回数を決める条例(法102条)
- ・広島県議会の議決すべき事件に関する条例(法96条)
- ・広島県政務調査費の交付に関する条例(法100条、条例9条)
- ・政治倫理の確立のための広島県議会議員及び広島県知事の資産等の公開に関する条例(条例19条)
- ・広島県議会議員の政治倫理に関する条例(条例19条)
- ・広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例(法90条)
- ・広島県議会事務局条例(法138条)
- ・広島県議会情報公開条例(条例18条)

ほか

条例の構成等(イメージ図)

